

品川区養親希望者手数料補助金交付要綱

制定 令和6年10月8日区長決定

要綱第341号

改正 令和7年7月28日区長決定

要綱第187号

(目的)

第1条 この要綱は、養子縁組により養親となることを希望する者（以下「養親希望者」という。）が、養子縁組民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいう。以下「民間あっせん機関」という。）に申込みをして養親となる場合に、養親希望者が民間あっせん機関に対して支払う手数料の一部を補助するため、品川区養親希望者手数料補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって養子縁組のさらなる促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受け、当該民間あっせん機関に対して手数料を支払った養親希望者であって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 品川区内に在住していること。
- (2) 民間あっせん機関との契約に基づいて養子縁組のあっせんを受け、縁組成立前養育（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第27条第7項に規定する縁組成立前養育をいう。）を開始していること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が民間あっせん機関に対して手数料として支払う経費とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、養親希望者が民間あっせん機関に対して支払った手数料の額の実支出額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項に規定する補助金の交付額は、児童1人または1世帯につき60万円を超えない範囲内の額とする。

3 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、品川区養親希望者手数料補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に区長が必要と認める書類を添付して、別に定める期日までに、区長に申請しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を行い、申請者に対し、品川区養親希望者手数料補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

（補助金の変更交付申請等）

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合は、品川区養親希望者手数料補助金補助事業変更承認申請書（第3号様式）により、区長にあらかじめその承認に係る申請をしなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の変更交付を決定し、その旨を交付決定者に通知する。

（補助金の請求）

第8条 交付決定者は、第6条の規定による交付決定を受けたときは、区長に対し、品川区養親希望者手数料補助金請求書（第4号様式）に区長が必要と認める書類を添付して、補助金の支払を請求しなければならない。

（補助金の支払い）

第9条 区長は、前条の規定による補助金の支払の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定者に補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取り消しをしたときは、その内容を品川区養親希望者手数料補助金交付決定取消通知書（第5号様式。次条において「取消通知書」という。）により当該補助事業者に通知する。

（補助金の返還）

第11条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、当該交付決定者に対し、取消通知書により期限を定めてその返還を命じる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。